

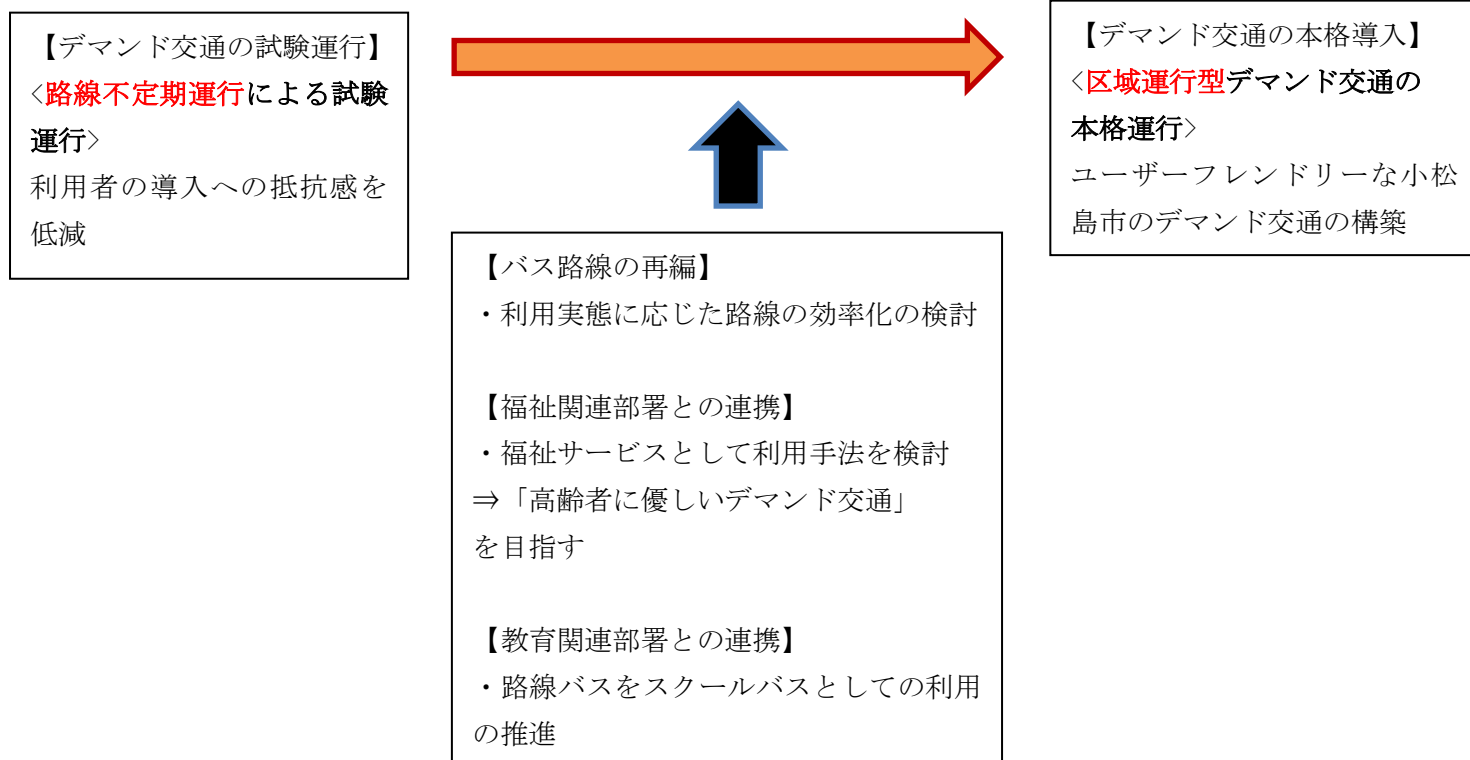
## 議題4 デマンド交通の実証実験について

## ・デマンド交通の導入方針

小松島市地域公共交通計画

施策・事業名	主な事業エリア	実施主体	備考
新しい交通モードの導入	公共交通空白地域、都市拠点・地域拠点・主要施設	タクシー事業者等	公共交通空白地帯から都市拠点・地域拠点、主要施設をネットワーク

・小松島市のデマンド交通の本格導入へ向けた、ロードマップイメージ  
(令和4年度第5回地域公共交通活性化協議会で提示)



## 路線不定期運行のメリット・デメリット

## メリット

- ・ **ルート固定で分かり易い**
- ・ 需要（予約）がない際は休止し、ガソリン代等の経費を削減可
- ・ 予約に応じて運行するため、運行経費の削減につながる

## デメリット

- ・ 事前に利用者登録や乗車予約が必要で煩わしい
- ・ 固定されたバス停までやバス停からの移動が負担となり得る
- ・ **既存の路線バスとの整合性が考慮されないと、既存路線バスの利用者が減少する懸念**
- ・ 予約受付の手間が発生（場合によっては人件費等が発生）

## 区域運行型（フルデマンド型）のメリット・デメリット

## メリット

- ・ **自宅（付近）から目的地までドア・ツー・ドア。**
- ・ 需要（予約）がない際は休止し、ガソリン代等の経費を削減可
- ・ 定額運賃が導入されることが多く、料金徴収が簡易

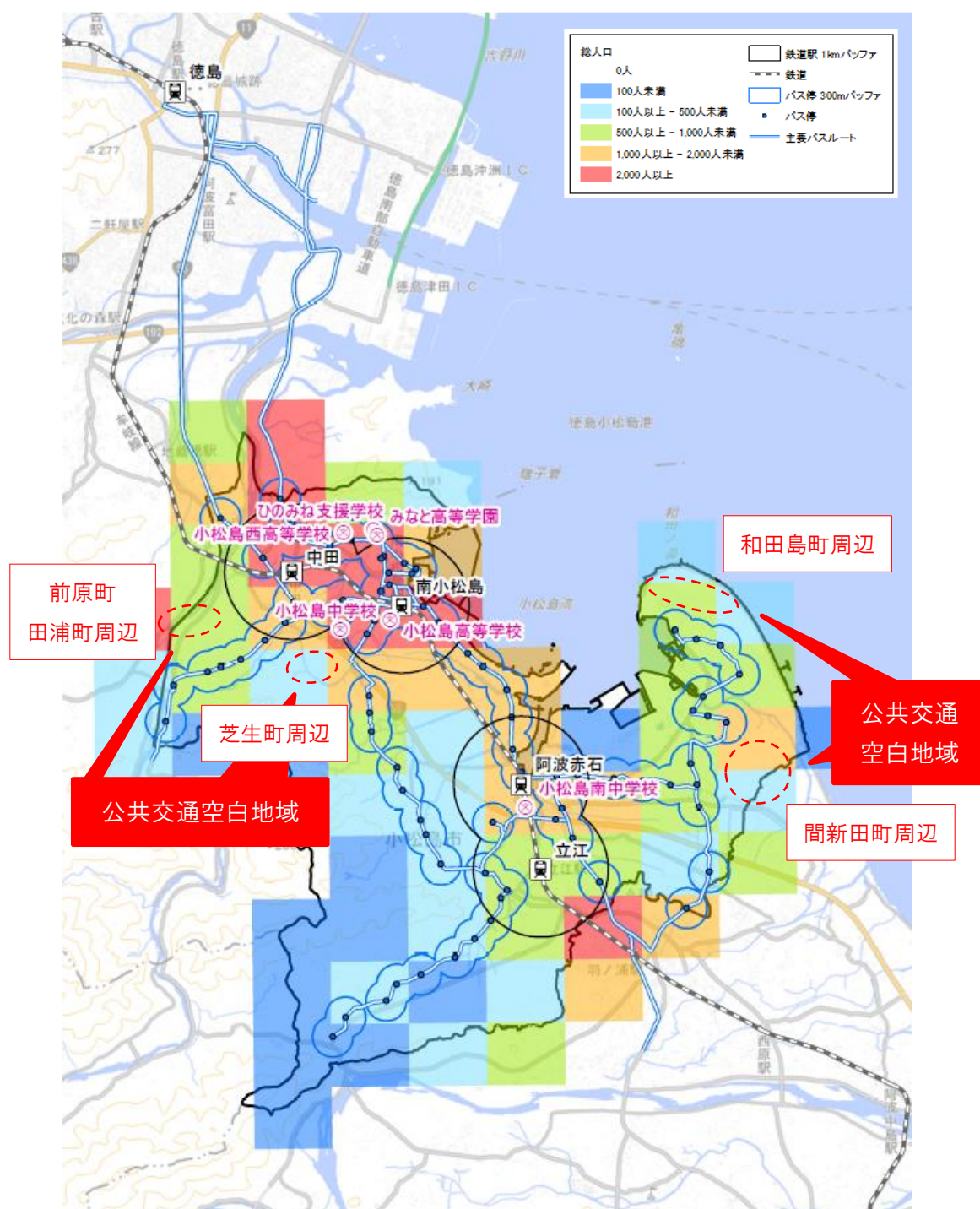
## デメリット

- ・ 事前に利用者登録や乗車予約が必要で煩わしい
- ・ 乗降地の異なる利用者の乗合により停車地の到達時刻が変化
- ・ **タクシー事業者と運行サービスの面で競合する可能性が高い**
- ・ 予約受付の人件費や配車システム等運行経費が別途必要

★今回の実証実験においては、路線不定期運行のように一定のルートを定めるとともに、各停留所のダイヤは固定するが、利用者の利便性を上げるために、予約者以外に他の予約者がいない場合は、目的地まで路線外を通過して、ショートカットすることを可能とする **区域運行型**での運行に変更する。

## 令和5年度の運行エリアについて

小松島市における公共交通空白地域の状況としては、現状は4つのエリアとなっている。



- ・デマンド交通は、鉄道駅などの交通拠点や、主要施設つなぐファースト・ワンマイルを補完する手段となる必要があり、実証実験における運行エリアは、小松島市内の公共交通空白地帯のうち、和田島町周辺と間新田町周辺を先行して実施する。

## 道路運送法第21条について

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」より抜粋

### 道路運送法第21条

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

### 許可の範囲

21条の許可は、運行する期間が原則1年以下のものとし、下記に該当する場合において行うこととする。

イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に、イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合

なお、実証実験については、当初から1年以上の計画があり、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、1年以上（3年程度）の期間を認めることとする。また、実証実験を実施したものの、有益な実証データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、再度許可（通算3年程度）をすることとする。

## 小松島市デマンド交通実証運行実施計画（素案）について

### 1. 事業目的

小松島市では、小松島市に住む人や訪れる人が安心して安全に利用できる移動手段として公共交通を認識し、地域特性を考慮した交通手段や路線を確保するとともに、将来に渡って持続可能な交通体系としての公共交通を目指していくために「小松島市地域公共交通計画」を令和5年3月に策定した。

地域公共交通計画においては、バス交通の利用実態を踏まえた上で、協定路線と幹線路線の一体的な運用を図り、すみ分けを行うことで効率的かつ効果的なものとするとともに、公共交通空白地帯に配慮した新たな交通モードを支援系統として導入することを施策として掲げている。本実証運行実施計画では、小松島市のバス協定路線の再編後における公共交通空白地域も含めた公共交通利用環境の改善を目指すため、デマンド型の交通サービスを小松島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実証的に実施し、公共交通空白地域の解消だけでなく、真に公共交通を必要とするターゲットの把握やデマンド型の有用性の有無についての検証を目的とするものである。

### 2. 業務実施主体

#### (1) 運営主体

- ・小松島市地域公共交通活性化協議会

#### (2) 運行事業者

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者  
(タクシー事業者に運行委託を想定)

### 3. 事業形態

本協議会と受注者として選定された運行事業者で、業務委託契約を締結し、道路運送法21条による許可を受けて実証運行を行う。

### 4. 運行内容

#### (1) 実証実験運行の期間

- ・令和6年1月9日（火）～令和6年3月29日（金）

#### (2) 運行日

- ・平日運行（土、日、祝休日は除く）

#### (3) 利用時間

- ・10時～15時  
※利用時間の1時間前までに予約が必要。

#### (4) 運行エリア

- ・小松島市和田島町から阿波赤石駅までの範囲

#### (5) 運行の態様

- ・区域運行（基本的なルート・ダイヤを固定するが、予約がない場合は路線外を  
通ってショートカットすることを想定）

## (6) 運行便数

- ・ 2 便/日 (往路・復路合わせて 1 便とする)

## (7) 運行ルート

- ・ 小松島市和田島町から阿波赤石駅までの所定の乗降場所
- ・ 共通乗降場所としては、以下のとおりとする。

※現在、調整中

①	和田島バス停留所	②	コミュニティ交流センターみさき
③	和田島小学校前停留所	④	和田島市営団地前
⑤	阿波赤石駅		

## (8) 利用料金

- ・ 大人 (中学生以上) 200 円 小人 (小学生以下) 100 円
- ・ 老人等バス無料優待証を持参している方については、実証実験中は 100 円
- ・ 運賃収受は現金とする。

## (9) 利用対象者

- ・ 実証実験においては利用対象者を設けない

## (10) 利用登録

- ・ 実証実験においては利用登録を設けない

## (11) 利用制限

次の方は利用出来ないように制限を設ける。

- ・ 一人で乗降が出来ない方
- ・ ペットとの同伴の方
  - ※盲導犬などの補助犬については同乗可
- ・ 車内での禁煙が我慢できない方
- ・ 車いす、手押し車及びベビーカーを使用する方
- ・ 手荷物がひざの上に載らない大きな荷物を持っている方
- ・ 泥酔、酩酊状態の方
- ・ 無断キャンセルを過去にしたことのある方
- ・ 小学生未満の方 (保護者同伴を除く)
- ・ その他、安全運行の妨げや同乗者の迷惑となる方

## (12) 運行車両

- ・ 普通車タクシー、ジャンボタクシーを想定

## (13) 予約方法

- ・ 実証運行中は受託業者により、電話での受付のみとする

## (14) 緊急又は災害時の対応

- ・ 緊急又は災害時（異常気象など含む）の運行については、運行事業者は、その都度、事務局と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中の不測の事態に遭遇した場合は、運行事業者の判断において対応し、事態収拾後、速やかに協議会に報告する。

なお、これらの理由により運休せざるを得ない場合の広報は、協議会と運行事業者が協力して行う